

免許番号 区第54号

漁場の位置 姫路市大塩町地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、塩田用水路を除く。

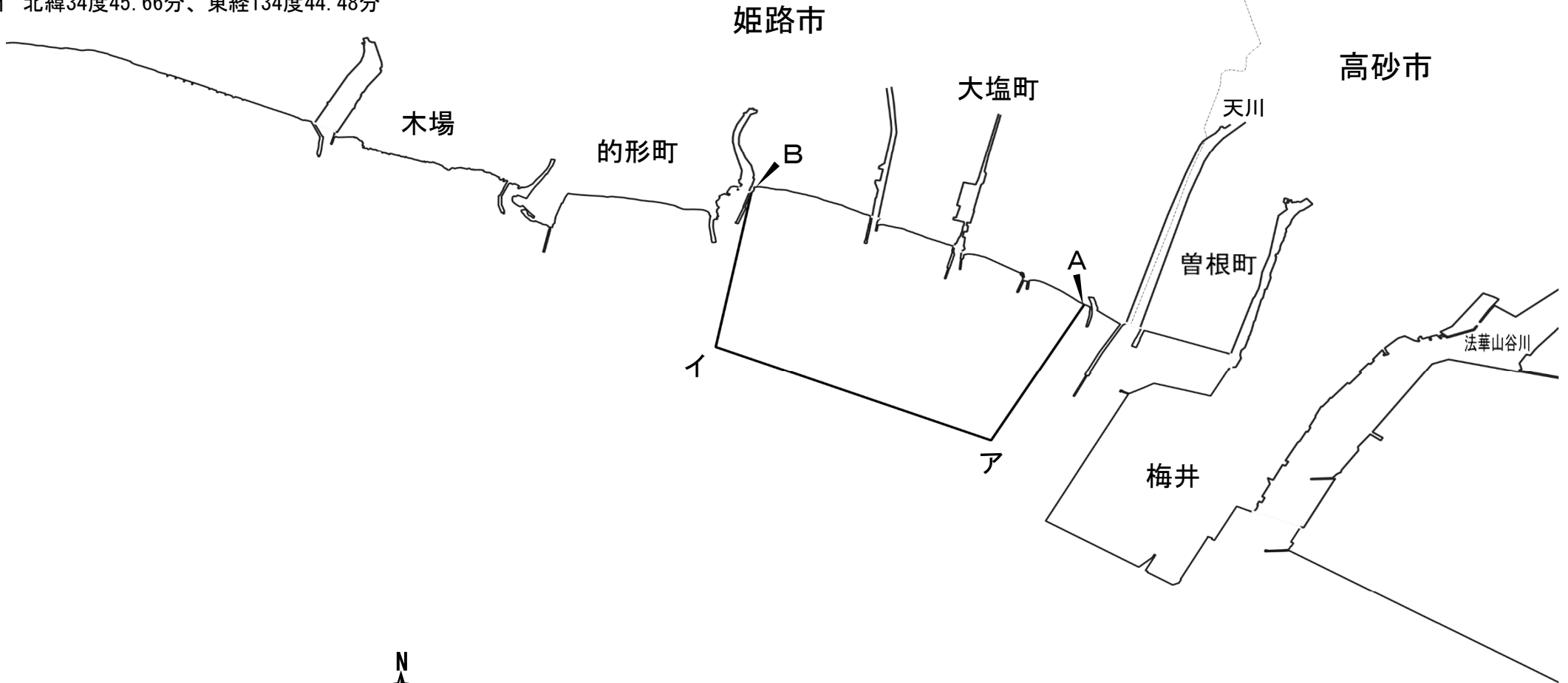
点の位置

A 姫路市大塩町大塩塩田東濤尻右岸導流堤西側線基部（北緯34度45.82分、東経134度45.56分）

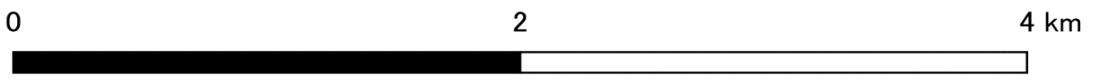
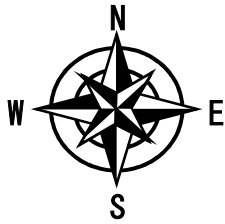
B 姫路市的形港東防波堤東側線基部（北緯34度46.16分、東経134度44.59分）

ア 北緯34度45.36分、東経134度45.28分

イ 北緯34度45.66分、東経134度44.48分



令和5年9月1日 免許
区第54号



1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業 のり養殖業にあつては9月10日か ら5月10日まで、わかめ養殖業に あつては10月1日から6月30日 まで					
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第54号		摘 要	

免許番号	区第54号		摘要				
共有漁業権事項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備考
	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	
	1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合  高砂市高須18番8号 伊保漁業協同組合					